

令和2年8月25日

第8回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第8回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

議案第6号 加須農業振興地域整備計画の変更について

報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和2年8月25日				招集場所	加須市原道コミュニティセンター 集会室1、2			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後4時00分			
会長	小倉和夫				職務代理	柳田浩			
議席	委員	氏名	出	欠	議席	委員	氏名	出	欠
1	野口	悦夫	○		9	瀬下	京子	○	
2	江川	芳夫	○		10	小川	達男	○	
3	中島	利雄	○		11	柳田	浩	○	
4	松本	昇	○		12	小倉	和夫	○	
5	山岸	和男		○	13	早川	初男	○	
6	嶋村	浄	○		14	関口	豊充		○
7	佐久間	尉匡	○		15	新井	明弘	○	
8	松村	文夫	○						
					加須市農業委員会事務局				
					局長 大熊和夫				
					次長 小川修一				
					主幹 正能光				
					主幹 新井昌典				
					主幹 関田毅				
					主事 加藤正則				
					加須市経済部農業振興課				
					課長 駒宮敏之				
					主査 宮崎貴之				

開会 午後 1時30分

○局長（大熊和夫君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

それでは、柳田職務代理より、開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆様、こんにちは。

委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

7月の梅雨の長雨、そして8月になってこの猛暑、長い猛暑が続いております。この異常気象の中でございまして、皆様お元気にご活躍をいただいていることと存じます。暑い日が続いておりますので、今後におきましても引き続きお体にご注意くださいます、ご活躍いただきたいと思っております。

それでは、これより令和2年第8回加須市農業委員会総会を開会いたします。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○局長（大熊和夫君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

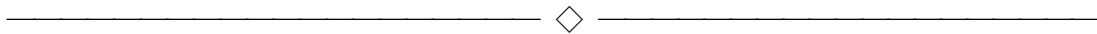
本日は、原道のコミュニティセンターに場所を移しましての総会ということで、大変ご苦勞さまでございます。先月、騎西の総合支所で行ったときには、梅雨がなかなか明けないということで、この先どうなるんだろうということでもございましたけれども、8月に入ったら、現に今度は暑い、猛暑日、本当にいろんな意味で皆さん方には健康にご留意されることと思っておりますけれども、私は北川辺なんで、お盆前に早生の米を刈りました。私は作ってなかったんですけれども、あきたこまちを12日から刈ったのかな。ただ、やっぱり米も例年梅雨明けと同時にね、活発に光合成をするわけで、7月いっぱい天気が悪かったという影響をもろに受けまして、平均で、7.8俵ぐらい、去年はね、9俵半ぐらいあったんですけれども、何かがっかりしました。

実は昨日、お客さんのコシヒカリを刈りました。この人は例年9俵ぐらい取る人なんで、安心して刈ったんですけれども、今日、米に早速、脱穀というか、もみすりをしまして、製

品にしましたけれども、半袋減ったぐらいで、8俵半ぐらいはありました。製品もね、心配してたよりは、何というか、白みというか、そういうのも少なくて、白未熟も少ない。若干青は多かったんですけども、いいお米でした。

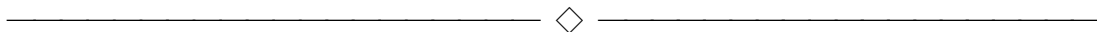
一応スタートはいつも北川辺なんですけれども、これから徐々に大利根、加須、騎西と、長丁場で加須の場合は水稻の取り入れが行われるわけでございます。皆さん方にも、健康に十分留意されて、特に事故に遭わない、農作業の機械による事故が一番多いそうでございます。皆さん方には、十分その点も留意されまして農作業されますことを心からお願いいたしまして、言葉整いませんけれども、開会に当たりましてのご挨拶にしたいと思います。今日もよろしくお願いいたします。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。



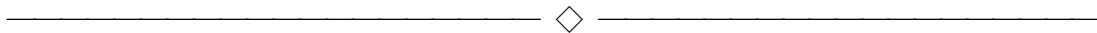
◎出席委員数の報告

○局長（大熊和夫君） 本日の総会でございますが、現在、委員総数15名のうち、過半数を超える13名の委員にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づきまして、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



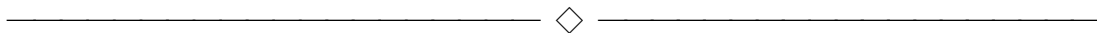
○局長（大熊和夫君） それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。



◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしく申し上げます。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

11番 柳田 浩 委員

13番 早川 初男 委員

両委員さんを指名いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の5件を議題といたします。

初めに、1番及び2番の水深地区の案件について関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。3条の1番、2番は、お互いの農地の交換であり、関連がございますので、一括にてご説明いたします。また、それぞれ必要添付書類が整えられております。

双方の申請人は、双方の申請地の近接地を所有耕作しており、交換することによって、

氏は隣接地を耕作しておりますので区画が大きくなり、氏は農地が自宅の目の前となり、効率的に耕作できるということでございますので、特に問題はないと思われま。以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

8月17日、推進委員の小山さんと現地確認並びに聞き取り調査を行いました。まず、こちらの位置図のほうですね、1415-1というところはお米が作ってありまして、そのとなりも一区画、全部米が作ってありました。また、1425番地というのは何もなくて、トラクターで綺麗にうなっているような状態でした。お話のほうはですね、さんのところにお伺いをしてご本人から話を聞いたところ、今年の初めにこの1415番地の1というところを、さんの田んぼなんですけれども、米を作ってくれということでお

願いされて、分かりましたということでお米を作っていたんですけれども、1425のこの田んぼの上で、という宅地があるところなんですけれども、自分とこの前にさんの農地があるということで、できたら交換してもらえないかということでさんのほうから話がありまして、ちょっと面積を見ていただけますかね。ちょっとさんのほうが少なくなってしまうんですけれども、目の前に田んぼがあったほうが、いろいろこう畑をね、野菜を作ったり、長い目で見て便利なのでお願いしますということで話があったということで、さんのお宅へお伺いしたところちょっと留守で、話は聞けなかったんですけれども、6月の初めごろ、私の自宅へ電話がありまして、ちょっと近所の人と農地を交換したいんですけども、どうしたらいいですかということで、市役所の2階の農業委員会で、書類をそろえて申請しなきゃ駄目ですよということで話をしておりましたので、今回、お互い合意の上の申請ということで、許可相当と判断してまいりました。よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は人手不足で耕作できないため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況から、取得後の耕作について問題はないと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番の新井です。

8月の18日に、最適化推進委員の小川さんと2人で譲渡人の さんを訪ね、お話し聞かせていただきました。 さんはですね、耕作できないというようなことで、貸すなり、処分なり、いろいろ考えているそうですけれども、この土地はですね、その両脇がですね、 さんの土地なんで、一番有効に活用できるのはやっぱり さんに譲るというようなことで、こういう贈与という形をお願いしたというふうなことでございますけれども、今回は売りにかかったような話はしたんですけれども、不動産屋に聞いたら、そういう売れるような話はないと言われたので、 さん、両脇、加庭さんですからね、一番、 さんに譲るのが一番、 さんと さんは近所ですし、 さんに譲るのが一番いいんじゃないかというふうなことで合意したということです。許可相当と判断します。ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は高齢で後継者がいないため、譲受人は渡人からの申し出もあり、規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番、瀬下です。

8月の16日に、松村推進委員と譲受人であります さんと3人で現地調査に行ってきました。 さんは、30年ぐらい前から工場を営んでおられて、そちらのほ

うが忙しく、なかなか耕作ができなかったので、本物件の隣接地で耕作していた さんのお父さんがずうっと耕作をして今現在に至っているということです。 さんは全く耕作をしていないというので、この度、この本物件を手放したいというお話があり、売買が成立したということです。また、従事者が4人いらっしゃるということで、問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は相続により取得したが、居住が遠方により耕作できないため、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模拡大ができることから、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

8月21日に、地区担当委員の落合さんと現地確認に行っていました。譲受人のさんと譲渡人の さんは親戚だそうなんです。最初、買ってくれと言われたそうなんですけれども、田んぼが小さくて駄目なんですよね。それで、もらうんだったらいいんだけどってなって、もらうようになったそうなんです。いろいろお話を伺った結果、本件については農地法第3条の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断いたしました。審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の4件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件と議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の6番の大桑地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) 4条の1番と5条の6番は譲受人が同一であり関連がありますので、一括にてご説明いたします。まず、位置図の5ページ及び土地利用計画図の4-1、5条の6をご覧ください。

両案件は、4条の自己保有地と5条の借地による営農型太陽光施設の一時転用許可の更新で、必要添付書類が整えられております。

この4条と5条両案件の更新でございますが、これまでと大きく違いますが、平成30年5月の国の制度の取扱い通知により、担い手が認定農業者である場合は、更新期間を3年以内から10年以内ということになりました。

当該申請者は認定農業者となっており、フェンスの外からですが現地調査を行い、営農型太陽光施設にも特に異常はなく、下部において牧草の栽培が確認されましたので、本件においてはやむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番(野口悦夫君) 1番、野口です。

8月16日に、推進委員の川島さんと野本さん、3人で現地ですね、太陽光のところ、営農型太陽光を設置するところを見てまいりました。その状況は、事務局の説明のあったとおりですね、設置日程の許可の更新という形で、問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図6ページ及び土地利用計画図の4-2をご覧ください。

本案件は、既存の農家住宅敷の一部が農地のままであったため地目を変更するもので、必要添付書類が整えられております。

また、申請地は第2種農地と判断され、当初除外証明書が添付されており、線引き以前から農家住宅敷として使用してきたところでございます。

この度、地目が農地であることが判明し、今後も宅地として使用したいこともあり、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

8月の21日に、最適化推進委員の小林さんと2人で、 さんの奥さんである

さんに話を聞きました。当初ですね、ここに娘さんの家を建てるといような計画があったところにね、それで判明というか、分かったそうなんですけれども、この897-1、畑なんですけれども、ここに植木が植わってありましてですね、それまでもずっと塀で囲ってありますんで、宅地の一部として使ってますんでね、すっきりさせたいといようなことでの申請だったんで許可相当と判断しましたけれども、ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の高柳地区の案件と議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の19番及び20番の高柳地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 4条の3番と5条の19番及び20番は、譲受人が同一または親族で関連がありますので、一括にてご説明いたします。位置図の7ページ及び土地利用計画図の4-3、5-19及び5-20をご覧ください。

本案件は、過去の分筆登記に誤りがあり、農地転用の許可された場所も誤りのままであるため、今回、外の筆も含めて改めて地目を変更するもので、必要添付書類が整えられています。

また、申請地は第2種農地と判断され、平成6年に分筆登記、農転・建築確認等の許可後、翌年に増築をしたが、登記地番が逆になっているなど誤りがあったため、農地転用から再度許可を取り直すこととなったということでございます。現在、4条の3番がカーポート、5条の19番が増築部分、5条の20番が一部宅地進入路となっている状態でございます。

なお、一部宅地進入路等は既に砂利を敷いて使用していることから、始末書が添付されております。

現地の状況から判断し、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 浄君） 6番、嶋村です。

8月19日の日にですね、推進委員の金子さんとお邪魔いたしまして、現地確認及び内容を確認してまいりました。当日は旦那さんの さんと奥さんの さん、それと さんにも同席いただきました。 さんは、昭和50年頃にこの家を建てたそうです。今の事務局から説明ありましたとおり、平成6年に増築をするに当たりまして、そうですね、これは地図じゃなくて、現況配置図をちょっと見ながら説明したほうが分かりやすいと思いますんで、そちらを見てください。

今建ってるのが、818-8の上に建てまして、ちょっと出っ張ってるところを平成6年に増築をしました。そのときに、隣の土地が818-3だったそうなんですけれども、これを2筆に分筆したそうです。それで、農転許可と既存宅地確認を取ったそうなんです。そのときに、本来は、現在は818-17となっているところは本当は818-3だったそうなんです。だったというか、そういうつもりだったらしいんですね。818-3が818-17と。だから、申請書と何だ、図面が間違ってたらしいんですね。だから、その登記した業者が間違っただか、ちょっと法務局が間違わないと思うんですけども、そういう状況で過ごしてきたと。平成26年度にこれが分かりまして、市のほうの税金、あれ課税台帳というんですかね、そちらのほうは何か直してもらったそうなんです。このままにしといてはまずいので、今般、 さんもちょっと年齢がいつてるもんですから、元気なうちに正常な形に戻そうという形で今回の申出になったそうなんです。この際ですね、カーポートがあるところですね、地図上、818-3となってますけれども、これ出入り口がないもんですから、818-19に分筆したのかな、これね。これを出入り口にすると、そういうことでございます。現状から判断して、やむを得ないのかなという判断でございます。よろしくお願いいいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の19番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の20番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の8ページ及び土地利用計画図の4-4をご覧ください。

本案件は、所有農地に長屋住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、申請地は第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(柳田 浩君) すいません。11番、柳田です。

この件につきましては、8月の18日に、推進委員の坂田さんと2人で本人宅をお伺いしまして、本人と3人で現地の確認をまいりました。農家住宅外の転用ということでございまして、やむを得ないというふうに判断をまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の25件を議題といたします。

初めに、1番及び2番の大桑地区の案件について関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 5条の1番、2番は譲受人、譲渡人が同一で、申請地も隣接しており関連がございますので、一括にしてご説明いたします。位置図の9ページ及び土地利用計画図の5-1、5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するものと隣地に資材置場を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、5条の1番は、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われまます。また、5条の2番は、外構工事の下請けの自営業を営んでおり、市外の既存の資材置場は借地のため返却の要請もあり、今回、自宅の隣地に整備するものということで、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり、8月16日に、推進委員の野本さんと川島さんと、譲渡人の さん宅を訪れ、現地を見、話を伺ってまいりました。この周囲につきましては住宅街でもあり、また、作物等は何も作られておりませんでした。また、この購入者につきましては現在、借家住まいでございますけれども、子どもさんが生まれる予定、また、両親と同居されてる形、二世帯住宅という形を考えてるようでございます。また、この隣接する土地ですけれども、現在、ほかに仕事、外構工事の下請やってるようでございますけれども、現在、違う場所を借りてるんですけれども、それ返却しまして、この住宅を建てる隣接する土地に資材置場を購入する予定だそうです。何ら問題ないと判断をしてまいりました。ご審議のほどよろしくお願

したいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の10ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

8月17日、推進委員の小山さんと現地確認並びに譲渡人の さん本人からお話を伺ってまいりました。現地はですね、下のほうにちょっと川のようなものが見えるんですけども、これは新川用水でして、用水からすぐ近くなんですけども、この辺一帯が陸田になっておりまして、例えば米を作ってほしいと頼んだところですね、やはり井戸を掘って、モーターでくみ上げるといいますかね、手間がかかるので、長年にわたり、ただトラクターでうなって、管理しているような土地だということでお話を伺いました。この下にですね、譲受人 、譲渡人 とありますけれども、この辺はですね、今、50軒ぐらい建売住宅が建つということで今工事中で、今回、このような長屋住宅ってアパートですかね、

このような話が出てきましたので、この際だから手放したほうがいいのかということでは家族で相談をした結果ですね、結論が出たということですので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○6番（嶋村 浄君） 6番、嶋村です。質問いいですか。

○会長（小倉和夫君） はい、どうぞ。

○6番（嶋村 浄君） 譲受人の さんという方は、これ不動産屋さんですかね。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

この方は、職業は ですよ。

○6番（嶋村 浄君） 分かりました。

○会長（小倉和夫君） よろしいでしょうか。

○6番（嶋村 浄君） はい。

○会長（小倉和夫君） ほかにご質問ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の11ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地の住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく8月17日、推進委員の小山さんと現地確認並びに さん本人からお話を伺ってまいりました。現地はですね、先ほどの申請地のすぐ隣で、きれいに、草が生えないような状態になっていたわけですが、やはり同じく、もう長年にわたり何にも作らず、ただ管理をするだけの土地でして、今回、このような要請がありましたので、手放してもいいでしょうということで話がまとまったそうなので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の11ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良を行うもので、同意書、印鑑証明等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農振農用地でございますが、盛土をして野菜を作付けするための農地改良で、期間が3カ月の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われ
ます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく8月17日、推進委員の小山さんと現地確認並びに一番面積の多かった さんの奥様からお話を伺ってまいりました。この現地ですが、この位置図ではちょっと分かりにくいんですけど、この位置図ではちょっと若干低めの土地ということで、周りもほとんどがですね、もう既に盛土をして高くなってですね、野菜というか、何かちょっとトウモロコシとかですね、芋とかいろいろ作ってありまして、今

回、この申請の土地でありますけれども、ここだけが昔のような低い土地になっておりまして、周りが高くなっているのは余計こう、何を作るにも不便といいますかね、このような形になっておりますので、今回、利用者のほうから、盛土をして野菜を作りたいので協力してほしいということでございましたので、敷地に集まって、じゃお話ししましょうかということで整いましたので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の13ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、当開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

8月の18日に、最適化推進委員の小川さんと2人で現地確認し、また、譲渡人の

さんから話を聞いてきました。現地は、運動公園の入口のところで、草は生えてますけれども、 さんの話ですとですね、有効活用というようなことで、 さんはたくさん筆持ってますんでね、それぞれ作ってましたけれども、有効活用というようなことで不動産屋に相談したところ、 さんがですね、最適といいますか、買ってくれるというようなこと

でね、まとまったというようなことです。許可相当と判断しましたけれども、ご審議のほど
お願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の14ページ及び土地利用計画図の5－
8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を拡張するもので、資金計画等、
必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得
ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

8月17日に、地区担当の峰岸推進委員さんと現地調査を行いました。譲渡人の
さんに事情を伺ったところ、この土地は長年耕作しておらず荒れ地となっていました。現
地の 資材置き場の増設用地として利用したい旨、話が進んだもので、道路、宅地に
囲まれた土地の転用であり、問題ないものと判断をいたしました。ご審議よろしくお願いし
ます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の15ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、印鑑証明等、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は第1種農地、一部農用地ではございますが、盛土をし小麦を作付けするための農地改良で、期間は5カ月の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま

す。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番(松村文夫君) 8番、松村です。

8月17日に、地区担当の腰塚推進委員さんと現地調査をいたしました。譲受人の

の 氏と の 氏から事情を伺いました。当該

土地は現在、耕作放棄地状態にあります。農地改良により、小麦作付け可能な土地とすることを目的に、転用を図るものであるとのことで、また、1160番の土地は搬入路の鉄板敷として利用するものとのことであり、適当であると判断をいたしました。ご審議よろしく

お願いします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の16ページ及び土地利用計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金

計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、許可の見込まれるものでございます。開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われ
ます。地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われ
ます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありました
が、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

8月の21日に、最適化推進委員の小谷野さんと2人で、譲渡人の さんより話を聞いてきました。この譲受人の さんというのは、 さんの娘さんの旦那さんで、家を建てたいというところで分家住宅というような形で、実家のすぐ上側にですね、親の土地を借りて分家住宅というような形での申請であります。許可相当と判断しました。審議のほどをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の17ページ及び土地利用計画図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、今回、既存住宅を壊して建て替えるということですが、敷地の一部（今回の申請地2筆）が農地のまま使用しており、始末書が添付されております。現況はブロック塀に囲まれた中にあり、また、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、

立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

やはり、8月の21日に、最適化推進委員の小谷野さんと2人で、譲受人の さんに話を聞きました。この2人は親子関係で、だから、 さんがおふくろさんでありまして、建物、家を建て替えるに当たりですね、敷地内に畑であったというようなことでありまして、親の土地を借りてですね、宅地にして家を建てる。この土地、そこには植木など植わって、道路いっぱいには塀で囲ってありますんでね、宅地として使っているような状況であります。許可相当と判断してまいりましたけれども、審議のほどをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします

次に、12番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の18ページ及び土地利用計画図の5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借より土地を借り受け、農家住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、許可の見込まれるものということでもございました。また、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

やはり、8月の21日に、最適化推進委員の小谷野さんと2人で、譲受人の さんより話を聞いてきました。譲渡人の さんと さんというのは親子関係で、言ってみれば分家住宅という形で、せがれを自分の家の前に出すというようなことです。実家はですね、この位置図ですと小さいんですけども、右上の方の というんですけども、すぐ斜め目の前に さんの家を建てると、そういう計画だそうです。許可相当と判断しました。審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

はい。

○2番（江川芳夫君） 2番の江川です。

ちょっとお伺い、確認したいんですが、この自己用住宅ということなんですが、農家住宅って、これ説明欄に書いているんですけども、これ農家住宅と一般住宅というのはどういような違いがあるんでしょうか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

農家住宅というのは、面積でいいますと1,000㎡までが、県の基準で1,000㎡までがいいですよと、一般住宅は500㎡ということで、県からの通知があります。まず、面積が違うということが一番大きいと思います。

○2番（江川芳夫君） そうしますと、この、元の旧の自分の農家住宅というのはどうなっちゃうんですか、2つ農家住宅を持つということになるんですか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

世帯が分かれるということですね。親元からすぐ目の前の、自分が農家住宅として分かれるということ。

○会長（小倉和夫君） いかがでしょうか、ほかに。

○11番（柳田 浩君） 休憩して、ちょっと勉強会を開きます。

○会長（小倉和夫君） はい。では、暫時休憩をいたします。10分ぐらいね。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時50分

◇

◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） 時間も経過しましたので、審議を再開したいと思います。

◇

○会長（小倉和夫君） 先ほどの質疑について、ほかにご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 先ほどの件、了解です。いろんなやり方があるかなって、改めて思いました。

以上です。ありがとうございました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の19ページ及び土地利用計画図の5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、長屋住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

8月17日に、榎本地区担当推進委員2人で現地調査を及び譲渡人の さんから聞き取りを行ってまいりました。譲受人とですね、譲渡人の さんは50代の夫婦でございます。この申請は、 さんが夫の さんから20年の使用貸借によってですね、土地を借り受けて、6軒の長屋住宅を建設するためにこの申請をするものです。資金はですね、金融機関から調達するということでした。現地調査では、この2筆の畑は耕うんしてある休耕畑であってですね、近隣には、図面のとおり住宅地がですね、お寺とかアパートが建っております。現地調査とかですね、聞き取り調査の結果、農地法第5条の基準を満たしていると思われまますので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の20ページ及び土地利用計画図の5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 早川です。

これ、20日の日に、さんと会いまして、松本推進委員さんは何か用事があるということで、後日、現地確認をしました。さんのこれ娘さんですので、そこへ子どもが生まれましたんで、手狭になりましたということで、自己用住宅を造るというお話でした。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の21ページ、土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、農業用施設（作業場・物置・堆肥盤等）を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

全体計画では、申請地の中にあります宅地2軒を購入し、その周りが今回の申請地となっております。本日お配りした土地利用計画図のとおりとなる計画でございました。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、許可の見込まれるもので、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 早川です。

松本推進委員さんと私で現地確認をいたしまして、本人のさんという方は23日の夜9時頃でしたか、私のところへ電話がありまして、これから広域に農業をやりたいということでした。それで現在、の方ですけれども、こっちへ避難してくる前にも、代表農家として経営していたということでしたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○事務局（正能 光君） すいません。早川農業委員さん、現地確認の日にちはいつだったでしょうか。

○13番（早川初男君） 22日だと思いました。

○会長（小倉和夫君） どうぞ。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっと確認で、先ほどの農家住宅の件等もそうなんですが、これ最終的に4,000㎡ということで、何かこの5-15の土地、位置図を見ますと、中が抜けているのが、これが先ほど説明した宅地ということですか。真ん中に既存の宅地2軒分あるということで、それをその周りの農地を今度、農機具置場や、堆肥舎とか、それでこれを開発したいということのようなんですけれども、この際、先ほど言った農家住宅の1,000㎡というのが先ほどちょっとありましたけれども、その辺の関係はどうなっているのか、教えていただきたい。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

先ほど江川委員さん言ったとおり、真ん中の2軒、これは宅地ですけれども、平屋で2軒建てております。これを購入します。ここに将来的に農家住宅を建てるとということなんですけれども、その周り、土地利用計画図を見ていただきますと、堆肥盤とか農業用の物置、それから駐車スペース、作業場、もみ殻ハウスとか作業場ということで、これだけは必要だということで、農家住宅という通常1,000㎡が基準なんですけれども、必要性でこれだけはどうしても必要だということで、このような形になっていると思ってございます。

以上です。

（発言する人あり）

○事務局（正能 光君） 今ですね、 にですね、この方は農地をお持ちで、そちらの施設もこっちに持ってくるということでございます。

また、付け加えまして、今、この方は に住所を置いているんですけれども、そちらは普通の住宅でございますので、子どもたちに譲って、将来的にこちらに農家住宅を建てるということでございます。

○2番（江川芳夫君） 先ほども聞いたんですけれども、農家住宅としては1,000㎡まで許可になると、先ほどの案件でお話ししましたけれども、これ、だから、農家住宅プラス農業用施設としての開発という意味合いがあるんですよ。じゃないと、全て既存宅地を含めると、これ4,000㎡って、大体これがそうでしょう、4,265㎡と書いてあるのが。これが今回の申請の1,939㎡で、既存宅地がそうすると2,000㎡近くあるというこ

とですね。そういう解釈でいいのかな。

○事務局（正能 光君） そういうことです。

○2番（江川芳夫君） そうすると、農家住宅としては1,000㎡というのが基準、民家住宅は500㎡ということは、基準をかなりオーバーしているんだけど、それは住宅という捉え方ではなくて、農業用施設の、農業施設というのかな、倉庫、あ、農作業場か、ということであれば、もうその規模は問わない、面積は問わないということですか、それだけ確認したい。

○事務局（小川修一君） そうですね。むやみに大きくする人もいないという想定はありましたね、農地法上。少ししかやってないのに、1ヘクタールも2ヘクタールもということはないんでしょうけれども、そういった中で、必要性があればということですね。実際に、

にある資材置場、圃場ですかね、圃場というか、苗を育てたり、かなり大きいですよ。

先ほど現地について、早川さんの説明があったとおり、でかなり手広くやっていたという思いは強いと思うんですけども、必要性があるということで、宅地周り、宅地から離れてこっちへ設置したいんだということであれば、条件はまた違ってくると思いますけれども、宅地周りで2,000㎡ぐらいですか、あとそれぐらい増やしたいんだということで、住宅ではないし、農業に使う物置だとか作業場だということで、やむを得ないのかなというふうには思います。

○2番（江川芳夫君） 了解しました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番、17番及び18番の種足地区の案件について関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 5条の16番、17番、18番は譲受人、申請目的が同一でございますので、一括にてご説明いたします。位置図の22ページ、それと土地利用計画図、後から配りました5-16、17、18番をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、駐車場として3年間整備するもので、

必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、3年間の一時転用で、満了後は元の農地に戻すということになっておりますので、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小川達男君） 10番、小川です。

この案件につきましては、8月21日に、推進委員の橋本さんと現地調査を行いました。最初に、 さん宅を訪問し、奥さんと面会し、 さんと駐車場のことで申請とおりであるということをお奥さんから確認しました。その後、 さん宅、次に さん宅を訪問し、同様な確認をいたしました。それでまた、 さんの代理人であります さんとコンタクトを取ったんですけども取れなくて、当日、 さんを訪問し、支店長さんと面会し、担当者から申請とおりで間違いがないという確認をもらいました。その結果、許可相当として判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

す。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、21番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の23ページ及び土地利用計画図の5-21をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番(嶋村 淨君) 6番、嶋村です。

8月の19日に、推進委員の金子さんと さん宅を訪問しまして、現地確認及びお話を聞いてまいりました。それで、この土地は長らく、隣家の さんという方がいまして、その方が麦を作っておりました。 さんは農家ではないんですけども、もう高齢で88歳になるのかな、今、奥さんと2人きりなんですね。せがれさんいるんですけども、 のほうに所帯持ってまして、そんなことから、農地のまま残されても、せがれさんいわく、困るんだということを、何か さんおっしゃってましたんで、この際、売却して処分しちゃおうと、そういう心決めになったようです。地図を見て分かるように、この辺は住宅が大分できまして、やむを得ないのかなという判断でございます。よろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

21番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、22番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の24ページ及び土地利用計画図5-22をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、既存資材置場の出入口の一部として整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 浄君） 6番、嶋村です。

8月の20日の日ですね、 さんにお邪魔しました。これ、住所が になっているんですけども、実際は今、 のほうに移っておりまして、やっている仕事というのはケーブル埋設、NTT東日本ですね、その仕事をやってるらしいんですね。かなり結構頑張ってるような雰囲気でした。この現地なんですけれども、今、実際は使っていないような雰囲気なんですけれども、社長さんいわく、入り口がちょっと狭いもので、4t車が っばいっばいなのかな、それを、やっぱり大型が入るとなると、ちょっと今のままでは狭いので広げたいということで、今般、不動産屋を通じて買収すると、そういう形でございました。現状を見て、やむを得ないかなと思います。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

22番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、23番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の25ページ、土地利用計画図の5-23をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、今回、市道拡幅工事に協力が得られ、駐車スペース等がなくなることから、隣接地を駐車場として利用する計画でございます。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

今度、道路が広がるそうなので、隣の土地を譲ってもらおうことになったそうなんです。前は豆とか野菜とか作っていたんですけども、高齢になったんで譲ってくれるそうなんです。譲るといふか、売買で。8月20日に、地区担当委員の落合さんと現地確認に行っていました。譲受人の方と会いまして、様々なお話を伺ってきました結果、本件申請は農地法第5条の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

23番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、24番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の26ページ及び土地利用計画図の5-24をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、申請人が、先ほど来、個人ということになっておりますので、個人申請であるため、譲受人と資材置場を使用する法人との間

で賃貸借契約を結ぶ予定となっており、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

8月の17日、担当の坂田推進委員と2人で、現地で代理人立会いのもとでお話を伺ってまいりました。内容は、事務局説明のとおりでございまして、もう拡張、更地になっているような状態でございますが、集落内の農地でございまして、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

24番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、25番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図27ページ及び土地利用計画図の5-25をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

8月18日、担当の坂田推進委員と2人で、現地にて譲受人の代理人の立会いの下、現場を確認させていただきました。内容につきましては、太陽光発電ということでございまして、

周りにも同様の施設があり、やむを得ないというふうに判断してきました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

25番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

この案件につきまして、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

（ 推進委員退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回、ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分447筆、面積で94万4,229㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われ、法的効力が発生するものでございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意

見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理機構分)の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。

議案第4号の審議が終了しましたので、推進委員の入室をお願いいたします。

(推進委員入室)



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画(案)につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けて、希望者への農用地の貸し付けが適当であるかの審議をよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することに決定をいたします。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第6号「加須農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

審議に入る前に、本日の進め方について、委員の皆様にご了解をいただきたいということでございますので、事務局より説明をお願いします。

○事務局（小川修一君） 事務局です。

議案第6号について、まず、資料の確認をさせていただきます。

資料は3つございまして、申出地総括表、A4の2枚ですね。A4の2枚のものが総括表で、全区域ですね。もう一つが、厚い位置図及び事業計画図、それともう一つが、青地の編入なんですけれども、編入のほうの位置図及び事業計画図、これが2枚ですね、皆さん、お手元にありますでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○事務局（小川修一君） こちらの議案第6号の加須農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づきまして、市長が農業委員会へこの計画の変更に当たってのご意見をお伺いするものでございます。

本日の議事の具体的な進め方でございますけれども、総括表というやつをご覧になって、めくっていただくと、こんな感じでナンバーのほうは、除外の部分が20番まで、編入の部分が1番という項目で並んでますけれども、この表をですね、見ていただくと、左から2つ——2列目、「農用地区域番号」って書いてございますけれども、そこにAとかBとかアルファベットが入ってるようなところなんです。ありますかね。これ、7つの区域を分けて、AとB、アルファベットで区切ってるんですけれども、説明はこのアルファベットごとにさせていただいて、農業振興課の担当者のほうから説明をさせていただきます。

それが終わりましたら、アルファベットごと一括して、議案ごとにご意見、質問なり伺って、各案件に対して、農業委員会として、合議体として意見を付すかどうかを決めていただきます。そういう流れでまいりますので、よろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ただいまの説明のとおりで進めることでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは最初に、農用地区域番号Aの事案1から事案3について、農業振興課担当から説明をお願いします。

○農業振興課（宮崎貴之君） 農業振興課の宮崎と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

今、小川事務局長からあったとおりの資料をお配りしております。私のほうから中身を説明させていただきますが、総括表と位置図・事業計画図ということで、こちらを両方ご覧になりながらお聞きいただければと思います。

それでは、早速ですが、資料の説明をさせていただきます。

総括表の農用地区域番号A、事案番号でいきますと、一番左側の番号ですと1番から3番で、分家住宅が2件、敷地拡張が1件でございます。

まず、事案番号1番ですが、除外事由につきましては分家住宅です。

事業計画者は、妻・子どもと3人で借家に居住しております。手狭になってきたことから、所有者である祖父から土地取得の承諾を得まして、今回の計画となっております。計画地につきましては、事業計画者及び妻ともに実家が加須市内ということで、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれると考えております。

続きまして、事案番号の2番、除外事由につきましては分家住宅でございます。

こちらにつきましては、現在、事業計画者は、妻・子どもと4人で、叔母さんが所有する戸建て住宅に居住をしております。住宅が老朽化している中、叔母さんから土地を譲ってもらえるようになったことから、事業計画者におきまして、この今住んでいる住宅の建て替えを計画いたしましたところ、既存の敷地が現在における建築基準法の接道要件を満たさないということが判明したため、建て替えに当たっての進入路を計画する事案でございます。

なお、下の事業計画図を見ていただきますと、真ん中あたりに東西に道が走っておりますが、今回の計画にあたり、敷地と道路との接道要件を満たせるよう、市から払い下げを受け、市の道路課と協議を済ませております。

また、上の事業計画図を見ていただきますと、いろいろと建物が建っております。今回の申出地につきましては、既にお店はたたんでおりますが、この度の事業計画者が生まれる以前から、事業計画者の祖父が除外手続きや農地転用を行わずに作業場や車庫を設置して、工務店のほうを営んでおりました。このため、除外の申出に当たりまして、事業計画者から始

末書を頂いております。祖父がいわゆる除外や転用を行わずに設置した作業場などにつきましては、違反状態を是正するために、住宅の建て替えに合わせて撤去するので、寛大な措置を願うといった内容でございます。

続きまして、事案番号3番、除外事由につきましては敷地拡張でございます。

事業計画者は、自動車整備工場を営んでおります。お客さんから預かりました大型車を敷地内に駐車するに当たりまして、そのスペースが不足しているということで、敷地拡張を計画しているものでございます。

計画地につきましては、既存工場北側の隣接地でございます。このことから周辺の農地を分断することなく、既存の事業用地と一体利用できるもので、周辺の営農等への支障は生じないと考えているところでございます。

まず、事案番号1番から3番の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

農用地区域番号Aの事案1から事案3については、やむを得ないものと認め、農業委員会としては意見を付さないことでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、意見なしと決定をいたします。

次に、農用地区域番号Bの事案4、事案5について、担当から説明をお願いいたします。

○農業振興課（宮崎貴之君） 次に、農用地区域番号B、事案番号の4番と5番でございます。分家住宅が1件、敷地拡張が1件でございます。

まず、事案番号4番ですが、除外事由につきましては分家住宅です。

事業計画者は、妻・子どもと3人で借家に居住しておりまして、手狭になってきたことから、所有者である父親の承諾を得て、今回の計画となっております。

計画地につきましては、父親の所有する農地の中から最も細い形状の、営農という点では利用しづらい土地で検討をしているものでございます。

続きまして、事案番号5番、除外事由は敷地拡張でございます。

事業計画者は、宗教法人でございます。

魂である霊を供養するための祈りをささげる御陵と、歴史を学ぶ庭園を整備するための敷

地拡張ということで計画をしているものでございます。

申出地につきましては、道路で囲まれているため、周辺の農地を分断することなく、既存の敷地と一体利用できるもので、周辺の営農等に支障は生じないと考えているものでございます。

事案番号4番と5番の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当からの説明がありました。本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

ご意見、ご質問はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

農用地区域番号Bの事案4、事案5について、やむを得ないものと認め、農業委員会としては意見を付さないことでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 次に、農用地区域番号Dの事案6から事案11について、担当から説明をお願いします。

○農業振興課（宮崎貴之君） 次に、農用地区域番号D、事案番号の6番から11番でございます。分家住宅が3件、駐車場が3件でございます。

まず、事案番号6番ですが、除外事由は分家住宅です。

事業計画者は、妻・子どもと3人で借家に居住しており、手狭になってきたことから、所有者である妻の父親の承諾を得て、今回の計画となっております。

計画地は、妻の実家から通りを挟んだ近接した場所にごさいます。お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれると考えております。

続きまして、事案番号の7番、除外事由につきましては駐車場でございます。

事業計画者は、解体業・廃棄物処理業を営んでおります。

現在、従業員の駐車場につきましては、土地を借用して確保しておりますが、現在借用しております既存駐車場から通りを挟んだ北側の土地を取得できるようになったことから、今、借りている駐車場の土地を返却して、新しい駐車場を整備する計画を立てているものでございます。

申出地につきましては、住宅等に囲まれておりますので、周辺の農業、営農に支障は生じ

ないと考えているものでございます。

なお、駐車場などの用地として、こちらの事業者につきましては4か所借地をしておりますが、この度の駐車場整備により、2か所を返却する計画を立てているものでございます。

続きまして、事案番号の8番、こちらの除外事由は駐車場でございます。

事業計画者は、倉庫・運送業を営んでおります。業務の拡大に伴いまして、既存の駐車場スペースに倉庫を建設することとなったため、敷地の隣接地に新しい従業員の駐車場を計画するものでございます。

申出地につきましては、周辺の農地を分断することがなく、既存の敷地と一体利用できることから、周辺への営農には支障は生じないと考えているものでございます。

続きまして、事案番号の9番、こちらにつきましても除外事由につきましては駐車場でございます。

事業計画者は、運送業を営んでおります。業務の拡大に伴いまして、既存の駐車場スペースに倉庫を建設することとなったため、倉庫まで徒歩約5分の土地を2カ所ほど取得いたしまして、既存駐車場に隣接する場所へ新しい駐車場を計画するものでございます。

申出地は、既存駐車場の隣接地であり、周辺は住宅等に囲まれておりますことから、営農等への支障は生じないと考えているものでございます。

続きまして、事案番号の10番、除外事由は分家住宅でございます。

事業計画者は、妻と2人で借家に居住してございまして、将来、独立した環境で生計が営めるよう、所有者である父親の承諾を得て、今回の計画となっております。

計画地につきましては、父親が所有する土地の中で最も営農に支障がない場所で、さらに住宅建設が可能な土地ということで検討をしております。

なお、総括表の一番右側の備考欄に「事業計画者の実家から徒歩0分」と書いておりますが、「10分」の間違いでございます。訂正をよろしくお願いいたします。

最後に、事案番号11番、除外事由は分家住宅でございます。

事業計画者は、妻・子どもと3人で借家に居住してございまして、手狭になってきたことから、所有者である父親の承諾を得て、今回の計画となっております。

計画地は、事業計画者の実家に隣接した場所のため、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれると考えております。

事案番号6番から11番につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質

問がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご意見等はないようですので、確認いたします。

農用地区域番号Dの事案6から事案11については、やむを得ないものと認め、農業委員会としては意見を付さないことでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) それでは、意見なしと決定します。

次に、農用地区域番号Eの事案12から事案15について、担当から説明をお願いします。

○農業振興課(宮崎貴之君) 次に、農用地区域番号E、事案番号の12番から15番でございます。分家住宅が2件、自己用住宅が1件、敷地拡張が1件でございます。

まず、事案番号12番ですが、除外事由は敷地拡張です。

事業計画者の自宅への進入路整備に伴うもので、建築基準法における接道要件を満たすための敷地拡張を行うものでございます。

現在、住宅の敷地が接道要件を満たしていないという状態になっておりまして、事業計画者におかれましては、そのことが長年の懸案となっております。こうした中、この度、隣接地をようやく譲ってもらえることになったため、直ちに進入路を確保するための計画を進めるものでございます。

なお、この度の幅ですが、市道から宅地までの距離と水路への橋掛けに伴う転落防止柵の設置を踏まえまして、4.5mの幅で計画をしているものでございます。

なお、事業計画図に更新がございます。今回整備する進入路の突き当たりにある倉庫につきましては、下部分を解体しますとなっておりますが、古い建物のため、全部解体することで、事業計画者と調整を進めております。

続きまして、事案番号13番、除外事由は自己用住宅でございます。

事業計画者は、母、祖父母と4人で、祖父の持ち家に同居しておりますが、将来的に手狭になることを考えまして、所有者である母の叔父から土地取得の承諾を得て、今回の計画となっております。

計画地につきましては、この母の叔父が所有する土地の中から、営農に支障がない土地で、現在の住宅から徒歩約10分の距離にあることを踏まえて検討しているものでございます。

続きまして、事案番号の14、除外事由は分家住宅でございます。

事業計画者は、妻と2人で借家に居住しておりまして、今後、子どもが生まれ家族が増え

た際に手狭になることを考えて、所有者である父親の承諾を得て、今回の計画となっております。

計画地は、事業計画者の実家に隣接した場所でございます、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性の向上が見込まれると考えております。

続きまして、事案番号の15番、除外事由は分家住宅でございます。

事業計画者は、妻・子どもと3人で借家に居住しております、手狭になってきたことから、所有者である妻の母親の承諾を得て、今回の計画となっております。

計画地につきましては、事業計画者の妻の実家に隣接した場所でございます、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性の向上が見込まれると考えております。

事案番号の12番から15番の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） 参考に教えてください。

今の分家の所有者、叔父さんというんですか、13番、所有者は母の叔父さん。分家になるんですか。

○農業振興課（宮崎貴之君） 事案番号の13番は自己用住宅ということで、分家住宅ではないという整理です。土地は12号の既存集落にございまして、事業計画者の祖父が、加須市内の調整区域に昭和51年から20年以上居住しており、さらに現在も居住しています。市の開発部局に確認した結果、自己用住宅の開発許可が見込まれるため、今回の除外を進めているものでございます。

○会長（小倉和夫君） よろしいでしょうか。

○11番（柳田 浩君） はい。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

農用地区域番号Eの事案12から事案15については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、意見なしと決定をいたします。

次に、農用地区域番号Gの事案16から事案20についての、担当から説明をお願いいたし

ます。

○農業振興課（宮崎貴之君） 次に、農用地区域番号G、事案番号の16番から20番でござ
います。分家住宅が1件、農家住宅が3件、店舗が1件でございませう。

まず、事案番号16番ですが、除外事由は農家住宅でございませう。

埼玉県が実施をしております中川の拡幅工事に伴う移転でございませうして、自己所有地の中
から道路条件、同一の自治会内であるといったことを考慮して、選定をしているものでござ
いませう。

なお、計画地につきましては、現在の住宅から南側方向におおむね50mの場所に位置し
ているものでございませう。

続きまして、事案番号の17番、こちらにつきましても除外事由は農家住宅でございませう。

こちらでも埼玉県が実施する中川の拡幅工事に伴う移転でございませうして、自己所有地で移転
先の適地がないといった状況から、自己所有地の隣接地を取得し、建築するものでございま
す。

こちらでも道路条件や同一自治会内等を考慮して選定をしておりますして、計画地につきまし
ては現在の自宅から西側方向、おおむね140mの場所に位置しているものでございませう。

続きまして、事案番号の18番、こちらでも除外事由は農家住宅で、埼玉県が実施する中川
の拡幅工事に伴う移転でございませう。

計画地につきましては、自己所有地の中から道路条件、同一自治会内を考慮して選定をし
ており、現在住んでいる自宅の目の前の土地を選定しています。

続きまして、事案番号19番、除外事由は店舗でございませう。

事業計画者は、小売業を営んでおります。国道125号のバイパスが今年の3月に開通し
たことに伴いまして、県道砂原北大桑線と国道125号バイパスとの交差部分へコンビニエ
ンスストアを計画するものでございませう。ドライバーなどへの休憩場所や日用品販売を行う
上で、最適な場所であるとして計画しているものでございませう。

続きまして、事案番号の20番、除外事由は分家住宅です。

事業計画者は、妻と2人で借家に居住してございませうして、今後、子どもが生まれ家族が増え
た際に手狭になることを考え、所有者である祖母の承諾を得て、今回の計画となっております。
す。

計画地は、実家から通りを挟んだ近接した場所でもございませうして、お互いに助け合いながら
生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれると考えております。

事案番号の16番から20番の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田ですけれども、17番の案件について確認させてください。

16、17、18と中川の河川改修に伴う公共移転なんで、やむを得ないという判断はしているんですけれども、17番だけ自己所有地じゃない物件について、自己所有の土地がないから他人の土地を取得して、移転なのかなと思ったんですけれども、今、説明の中に自己所有地の隣接地もということは、自己所有地がすぐそばにあるということですよ、足りる。それは何でそっちじゃなくて。

○農業振興課（宮崎貴之君） こちらにつきましては、図面のほうで説明をさせていただきます。事案番号の17番の上が位置図で、下が計画図という形ですが、まず、こちらの方につきましては、自宅周辺を中心として土地を所有しております、その大部分を中川の河川改修により売却する形です。それによって、自宅周りの土地につきましては、接道を満たさない土地が多数生じ、住宅の建設はかなわないという状況がございました。

こうした中、現在の自宅から西に140mほど行ったところにもう一箇所、自分の所有地がございました。下の事業計画図を見ていただき、一番上の少し黒い部分につきましては中川の買収によって提供する土地、その下は残地として残る土地ですが、残地は接道要件を満たさないため、家が建てられません。農地としては利用できますが、家は建たない土地です。

そうした中、さらにその下の今回の申出地、こちらの隣接地を提供してもらえることが可能となり、自分の買収された後の残地と一体ではないですが、隣接地に住宅を建てるができるようになりました。こうしたことから、この場所を選定したわけですが、中川改修によって残った残地については、畑として利用していきたいというものです。

こういった事由にから、隣接地を取得して家を建てるといった形になったものでございます。

以上でございます。

○11番（柳田 浩君） 了解です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

農用地区域番号Gの事案16から事案20については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) それでは、意見なしと決定します。

最後に、編入に関する農用地区域番号Gの事案1について、担当から説明をお願いします。

○農業振興課(宮崎貴之君) こちらの編入につきましては、もう一つ、ホチキスどめで、見開き2枚のものを資料としてお渡ししております。こちらをご覧いただければと思います。

農用地区域番号、編入に関する農用地区域番号G、事案番号1につきましてご説明いたします。

こちらにつきましては、平成17年の2月に分家住宅を目的として、当時の大利根町におきまして除外を決定しておりましたが、事業計画者がほかの市で住宅を購入したことに伴い、この度、農用地区域への編入に係る申出がございましたことから、手続きを行うものでございます。

事案番号1の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ただいま担当からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

はい、どうぞ。

○2番(江川芳夫君) 2番、江川です。

これ編入、除外を17年に取って、そのまま何もしなかったということで編入ということなんですけれども、これ編入しないと何か不都合——編入する、しないとですね、何か不都合があるんですか。

○農業振興課(宮崎貴之君) 今回この事案が確認できた経緯ですが、位置図の右上に「
」という表記がありますが、この度の編入地の北側は資材置場になっており、この
が資材置場として使っております。今回、
のほうから、この資材置場を敷地拡張したいということで市役所のほうに相談があり、土地の状況を確認したところ、既に分家住宅を目的として除外されておりました。土地の所有者につきましては、今も昔も変わらない方が所有しております。そうした状況の中では、資材置場として、もし今の土地の所有者が除外をしたいということであれば、一度手続きをしたものが成就しない中で現在に至っているため、1回元に戻すというのが本筋だろうということで、このようなお話をさせていただき、最終的に申出書を市のほうへご提出いただいたというものでございます。

以上でございます。

○2番（江川芳夫君） ちょっと分からないんだけど、これ編入して、またこれ除外が出るんですね。

○農業振興課（宮崎貴之君） 可能性としてはあります。資材置場を本当に拡張しなきゃいけないのという理由をしっかりと整理していただいた上で、除外の手続きを行うことになります。

○2番（江川芳夫君） じゃ、資材置場を許可するために除外を編入するという意味ですか。

○農業振興課（宮崎貴之君） 許可するためというより、今回の話によって、分家住宅をここで造る見通しが全くなくなってしまったということが明らかになったので、過去にやったものを今回ちゃんと戻してくださいと、基本的な考え方はそこにあります。江川委員さんのおっしゃるように、結果的にはまた来年度、資材置場は出てくるかもしれません。

（「それはない」と言う人あり）

○農業振興課（宮崎貴之君） かもしれないです。ただ、その際に、
として、資材置場を拡張しなきゃいけない理由をしっかりと整理をしていただいた上で、除外手続きを行っていただきます。

○2番（江川芳夫君） かもしれないと言いましたけれども、確実に出るんじゃないんですか。それがあって今回出したんでしょう。

（発言する人あり）

○会長（小倉和夫君） よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

農用地区域番号Gの事案1については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、意見なしと決定をいたします。



◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から5号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について」、相続による届出について2件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」、相続による届出について12件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について2件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますけれども、市街化区域の農地転用の届出について11件で、内容は資料のとおりでございます。

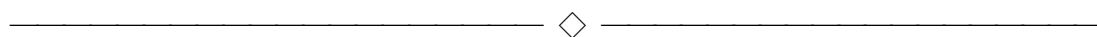
最後に、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますけれども、農地貸借の合意解約による届出16件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了しました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（大熊和夫君） 小倉会長には長時間にわたりまして議事の進行、大変ご苦労さまでございました。



◎閉会の宣告

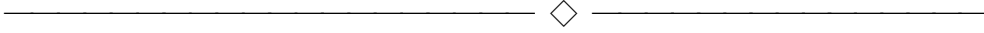
○局長（大熊和夫君） それでは、柳田職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員各位には長時間にわたりまして慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして令和2年第8回加須市農業委員会総会を閉会といたします。どうもご苦労さまでした。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございました。

閉会 午後 4時00分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年8月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 柳 田 浩

署名委員 早 川 初 男